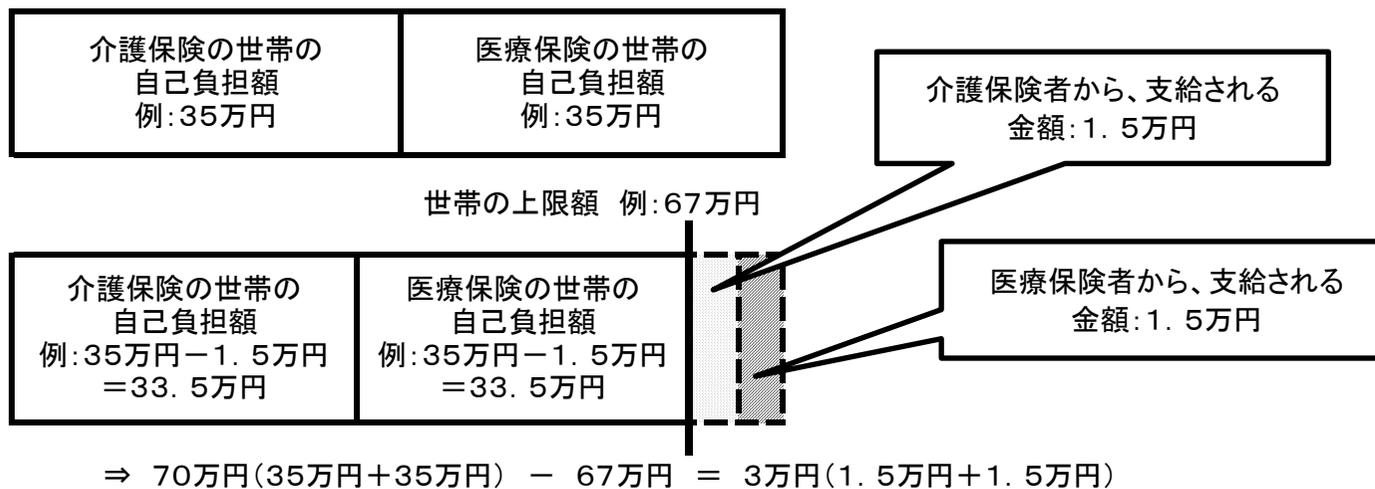


高額医療合算介護(予防)サービス費 (資料40-1)

高額医療合算介護(予防)サービス費とは、1年間の医療・介護の世帯の自己負担額の合計が、著しく高額にならないように、医療・介護の自己負担額の合計が上限額を超えた場合に、超えた額を支給するものである。

例：世帯の1年間の自己負担額の合計が、70万円の場合で、世帯の上限額が67万円のケース



※介護保険者、医療保険者は、それぞれ、上限額を超えた分を支給。上限額は、年齢、世帯構成、所得によって決まります。